

川崎市公告第531号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定に基づき土地区画整理事業の施行を認可しましたので、同法第9条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年2月17日

川崎市長 福田 紀彦

- | | | |
|---|-------------------------|--|
| 1 | 土地区画整理事業の名称 | 駅前本町25番地地区土地区画整理事業 |
| 2 | 施行者の住所又は所在地
及び氏名又は名称 | 東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号
株式会社ディー・エヌ・エー

横浜市西区高島1丁目2番8号
京浜急行電鉄株式会社 |
| 3 | 事業施行期間 | 令和8年2月17日から令和12年6月30日まで |
| 4 | 施行地区 | 川崎市川崎区駅前本町25番地ほか |
| 5 | 事務所の所在地 | 神奈川県川崎市幸区堀川町66-2興和川崎西口
ビル14階 |
| 6 | 施行認可の年月日 | 令和8年2月17日 |
| 7 | 事業年度 | 毎年4月1日から翌年3月31日まで |
| 8 | 公告の方法 | 川崎市公報 |